

義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和4年3月24日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第2号

義務教育学校の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(帯広市児童保育センター条例の一部改正)

第1条 帯広市児童保育センター条例(昭和46年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「小学校」の次に「又は義務教育学校前期課程」を加える。

別表中「帯広市大空町3丁目16番地」を「帯広市大空町11丁目4番地」に改める。

(帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第11条中「、小学校」の次に「及び義務教育学校前期課程」を、「その他小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

第27条第3項中「小学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 帯広市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「小学校」の次に「又は義務教育学校前期課程」を加える。

第18条第1項中「、小学校」の次に「又は義務教育学校(以下この条において「小学校等」という。)」を加え、同項各号中「小学校」を「小学校等」に改め、同条第2項中「小学校」を「小学校等」に改める。

(帯広市学校給食センター条例の一部改正)

第4条 帯広市学校給食センター条例(昭和39年条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中「小学校」の次に「及び義務教育学校前期課程」を、「中学校」の次に「及び義務教育学校後期課程」を加える。

(帯広市立高等学校教育職員等の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 帯広市立高等学校教育職員等の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例(昭和35年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第2条中「校長」の次に「、副校長」を加える。

第3条第1号中「法第49条」の次に「及び第49条の8」を、「校長」の次に「、副校

長」を加える。

(帯広市岩内自然の村条例の一部改正)

第6条 帯広市岩内自然の村条例(昭和55年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条中「小中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。